

発掘調査等で出土した考古学的資料の館外貸出し及び特別利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市埋蔵文化財センター条例施行規則第8条に基づく資料の館外貸出し及び特別利用について必要な事項を定めるものとする。

(資料の展示公開および運搬)

第2条 資料の館外貸出しと展示公開については、次の各号によるものとする。

- (1) 展示ケースは、資料ごとの保存に適した仕様であること。
- (2) 展示公開する場所は、館外貸出しの許可を受けた者（以下「借用者」という。）の管理が十分行き届く場所であること。
- (3) 展示は、大学、もしくは大学院において考古学・歴史学・美術工芸品に関する専門知識を修めかつ博物館法に定める学芸員資格を有する専門職員が行うこと。
- (4) 展示公開中の資料について、観覧者が写真撮影することは、個人的な利用に供する限りはこれを妨げない。
- (5) 常設展示室の展示資料については、毎年4月から6月期においては貸出しを認めない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (6) 指定文化財の梱包・運搬は、公益財団法人博物館協会の定める「美術品梱包輸送技能取得士」を有する美術品運搬専門業者が行うものとする。ただし、兵庫県指定文化財および神戸市指定文化財については、市長が特に認めた場合において、借用者に属する第3号の学芸員資格を有する専門職員も行うことができるものとする。その場合、当市学芸員が運搬に同行するものとする。

(費用の負担)

第3条 費用の負担については、次の各号によるものとする。

- (1) 館外貸出しに要する経費は、借用者の負担とする。
- (2) 借用者は、梱包及び運搬、展示において資料が毀損又は滅失した場合は、速やかに市長に届け出て、市長の指示に従って損害を賠償又は修復すること。

(資料の目的外使用の禁止)

第4条 資料は、館外貸出し許可以外の目的に使用してはならない。

(特別利用の方法)

第5条 特別利用は、センター内の所定の場所において係員の指示に従って行わなければならぬ。

(雑則)

第6条 要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。